船員法施行規則等の一部を改正する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（航海当直の実施） **第三条の五**　次に掲げる船舶以外の船舶の船長は、航海当直の編成及び航海当直を担当する者がとるべき措置について国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、適切に航海当直を実施するための措置をとらなければならない。 一　（略） 二　専ら平水区域又は船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令第二号の漁船の範囲を定める省令（令和二年国土交通省令第九十五号）別表の海域において従業する漁船 ②　（略）	（航海当直の実施） **第三条の五**　次の各号に掲げる船舶以外の船舶の船長は、航海当直の編成及び航海当直を担当する者がとるべき措置について国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、適切に航海当直を実施するための措置をとらなければならない。 一　（略） 二　専ら平水区域又は船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令（昭和三十八年政令第五十四号）別表の海面において従業する漁船 ②　（略）

（指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令の一部改正）

第二条　指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令（昭和四十三年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令で「指定漁船」とは、次に掲げる漁船をいう。 一　船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令第二号の漁船の範囲を定める省令（令和二年国土交通省令第九十五号）第一条第一項第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで及び第十三号に掲げる漁業（同項第九号に掲げる漁業にあつては総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを、同項第十三号に掲げる漁業にあつては総トン数百三十九トン未満の動力漁船によるものを除く。）に従事する漁船 二　（略） 2　（略）	（定義） **第二条**　この省令で「指定漁船」とは、次の各号に掲げる漁船をいう。 一　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第一項の許可に係る沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、大中型まき網漁業、大型捕鯨業、母船式捕鯨業、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを除く。）、中型さけ・ます流し網漁業、北太平洋さんま漁業又はいか釣り漁業（総トン数百三十九トン未満の動力漁船によるものを除く。）に従事する漁船 二　（略） 2　（略）

（船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部改正）

第三条　船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（船内における食料の支給を行う者の乗組み） **第一条**　船員法（以下「法」という。）第八十条第四項の国土交通省令で定める船舶は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の国土交通省令で定める基準は、同欄に掲げる船舶ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	（船内における食料の支給を行う者の乗組み） **第一条**　船員法（以下「法」という。）第八十条第四項の国土交通省令で定める船舶は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の国土交通省令で定める基準は、同欄に掲げる船舶ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
一　次に掲げる船舶以外の船舶であつて、その航海中に船員に支給される食料の調理が船内において行われるもの（次号に掲げるものを除く。） イ　（略） ロ　専ら平水区域又は船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令第二号の漁船の範囲を定める省令（令和二年国土交通省令第九十五号）別表の海域において従業する漁船 二　（略）	一　次に掲げる船舶以外の船舶であつて、その航海中に船員に支給される食料の調理が船内において行われるもの（次号に掲げるものを除く。） イ　（略） ロ　専ら平水区域又は船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令（昭和三十八年政令第五十四号）別表の海面において従業する漁船 二　（略）
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
（略）	（略）